

議案第71号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表建築物に関する確認申請の項から建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項までを次のように改める。

別表（第2条関係）

建築物に関する確認申請	<p>次に掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。</p> <p>ただし、当該建築物の計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合、当該昇降機1基について建築設備に関する確認申請の項に掲げる金額を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合、一の建築物につき一戸建ての住宅の用途に供する建築物は7,500円、共同住宅又は長屋の用途に供する建築物は30,000円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 16,000円（当該申請等に係る建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「確認の特例の場合」という。）にあつては、14,000円）</p> <p>2 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 25,000円（確認の特例の場合にあつては、21,000円）</p> <p>3 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 38,000円（確認の特例の場合にあつては、32,000円）</p>
-------------	--

	円) 4 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 51,000円 5 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 82,000円
(摘要) 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた床面積について算定する。 ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 イ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1 エ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1	
建築設備に関する確認申請	建築設備を設置する場合 一の建築設備につき 18,000円（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合は12,000円）とする。
工作物に関する確認申請	工作物を築造する場合 一の工作物につき 17,000円（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合は12,000円）とする。
建築物に関する完了検査申請	次に掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、当該建築物の計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては当該昇降機1基について建築設備に関する完了検査申請の項に掲げる金額を加算した金額とする。 1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 20,000円（当該申請等に係る建築物が建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「検査の特例の場合」という。）にあつては、15,000円）

	<p>2 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円（検査の特例の場合にあっては、18,000円）</p> <p>3 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 32,000円（検査の特例の場合にあっては、22,000円）</p> <p>4 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 42,000円</p> <p>5 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 68,000円</p>
<p>（摘要）</p> <p>床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p>	
建築設備に関する完了検査申請	1件につき 18,000円
工作物に関する完了検査申請	1件につき 14,000円
仮使用認定申請	1件につき 130,000円
既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請	1件につき 70,000円
既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請	1件につき 70,000円
道路位置指定申請	1件につき 37,500円
長期優良住宅建築等計画認定申請	1 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端

	<p>数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 58,000円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認(以下この項及び次項において「長期使用構造等確認」という。)を受けた場合にあっては、19,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、31,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 206,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、48,000円)</p> <p>2 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、26,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、44,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 307,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、69,000円)</p>
<p>長期優良住宅維持保全計画認定申請</p>	<p>次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、26,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 (長期</p>

	<p>使用構造等確認を受けた場合にあっては、44,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 307,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、69,000円)</p>
<p>(摘要)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) 第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>長期優良住宅建築等計画 変更認定申請</p>	<p>1 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1,000円</p> <p>2 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 (1に掲げる場合を除く。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合 (以下この項及び次項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という。) にあっては、15,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、24,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 117,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、38,000円)</p> <p>3 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 (1に掲げる場合を除く。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p>

	<p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、20,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、34,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 174,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、55,000円)</p>
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請	<p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則 (平成21年国土交通省令第3号) 第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合 1,000円</p> <p>2 その他の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、20,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、34,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 174,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、55,000円)</p>
(摘要)	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。	
譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請	1戸につき 1,800円
長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請	1戸につき 1,800円
低炭素建築物新築等計画	1 一戸建ての住宅又は複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに

<p>認定申請</p>	<p>限る。(2)において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査(以下この項以降において「評価機関審査」という。)を受けた場合にあつては、9,100円)</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 44,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項以降において「基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 25,200円</p> <p>2 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2及び3において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合(3に掲げる場合を除く。)当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額)</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 85,200円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 118,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円)</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、129,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>3 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る</p>
-------------	--

	<p>認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額)</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 44,700円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 62,900円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円)</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、60,600円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 288,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項以降において「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項徴収金額の欄5(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 118,000円</p>
--	---

	(判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)
(摘要)	<p>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、この項の1及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の2及び4又は3及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>
低炭素建築物新築等計画 変更認定申請	<p>1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき 1,000円</p> <p>2 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、9,100円）</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 26,600円</p> <p>(2) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 16,800円</p> <p>3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3及び4において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（4に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p>

	<p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 70,500円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分については、70,500円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>4 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 29,300円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 42,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、35,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 152,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 66,900円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p>
--	--

<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の2及び5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の3及び5又は4及び5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請の項において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円</p> <p>(2) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 29,300円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 32,400円</p>

	<p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 78,300円</p> <p>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 58,100円</p> <p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 257,000円</p> <p>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 98,800円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 11,000円</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請</p>	<p>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

	<p>(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 22,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24,800円</p> <p>(2) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 17,700円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,200円</p> <p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 該当計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 44,900円</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 34,800円</p> <p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 134,000円</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する</p>
--	--

	<p>場合 54,900円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 11,000円</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請</p>	<p>軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を公布する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項の1(1)ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項の1(2)ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 前項の2(1)に掲げる当該手数料の金額</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第</p>

	<p>2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 前項の2(2)に掲げる当該手数料の金額</p> <p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 前項の3(1)に掲げる当該手数料の金額</p> <p>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 前項の3(2)に掲げる当該手数料の金額</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 前項の3(3)に掲げる当該手数料の金額</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請</p>	<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。(1)、(2)及び(3)において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円</p>

	<p>(2) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 30,600円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 33,700円</p> <p>(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 21,600円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 23,200円</p> <p>2 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2、3及び4において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3及び4に掲げるに掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、79,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</p>
--	---

	<p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、79,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>3 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、59,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 59,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が5戸以上のもので 98,800円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</p> <p>4 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、39,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 39,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>イ 住宅の戸数が5戸以上のもので 66,500円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、39,200円（評価機関</p>
--	--

	<p>審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 259,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。) の全体の認定を申請する場合は、この項の徴収金額の欄の1及び5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。) の全体の認定を申請する場合は、この項の徴収金額の欄の2及び5、3及び5又は4及び5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請</p>	<p>1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき 1,000円</p> <p>2 一戸建ての住宅又は複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。(1)、(2)及び(3)において同じ。) の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円)</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該</p>

	<p>申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,800円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円</p> <p>(2) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 20,600円</p> <p>(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 14,800円</p> <p>3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3、4及び5において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（4及び5に掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める</p>
--	---

	<p>金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの 78,100円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>4 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、36,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 36,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が5戸以上のもの 62,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</p> <p>5 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、25,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 25,400円（評価</p>
--	---

	<p>機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの 45,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>6 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 135,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p>
--	--

(摘要)

ア 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。) の全体の変更認定を申請する場合は、この項の徴収金額の欄の2及び6に規定する金額を合計した金額とする。

イ 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。) の全体の変更認定を申請する場合は、この項の徴収金額の欄の3及び6、4及び6又は5及び6に規定する金額を合計した金額とする。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

別表建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、建築基準法に係る手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料を徴収するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
○芽室町手数料徴収条例 別表（第2条関係）		○芽室町手数料徴収条例 別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	徴収金額	手数料を徴収する事務	徴収金額
—略—		—略—	
建築物に関する確認申請	次に掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。 ただし、当該建築物の計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合、当該昇降機1基について建築設備に関する確認申請の項に掲げる金額を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合、一の建	建築物に関する確認申請	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは 8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは 13,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは 19,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは 25,000円、500平方メートルを超えるときは 41,000円とする。

改正案	現 行	
<p>建築物につき一戸建ての住宅の用途に供する建築物は7,500円、共同住宅又は長屋の用途に供する建築物は30,000円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 16,000円（当該申請等に係る建築物が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「確認の特例の場合」という。）にあっては、14,000円）</p> <p>2 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 25,000円（確認の特例の場合にあっては、21,000円）</p> <p>3 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>		

改正案		現 行	
	<p><u>38,000円（確認の特例の場合にあっては、32,000円）</u></p> <p>4 <u>床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u> 51,000円</p> <p>5 <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> 82,000円</p>		
<p>(摘要) 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた床面積について算定する。 アとイ ー略ー ウ 建築物を<u>移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</u>（エに掲げる場合を除く。） 当該<u>移転、修繕又は模様替</u>に係る部分の床面積の2分の1 エ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を<u>移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>		<p>(摘要) 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた床面積について算定する。 アとイ ー略ー ウ 建築物を<u>移転する場合</u>（エに掲げる場合を除く。） 当該<u>移転</u>に係る部分の床面積の2分の1 エ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を<u>移転する場合</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>	
<p><u>建築設備に関する確認申請</u></p>	<p><u>建築設備を設置する場合 一の建築設備につき 18,000円（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置</u></p>	<p>(新設)</p>	

改正案		現 行	
	する場合は12,000円) とする。		
工作物に関する確認申請	工作物を築造する場合 <u>一の工作物につき17,000円</u> (確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合は12,000円) とする。	工作物に関する確認申請	工作物を築造する場合は <u>13,000円</u> (確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合は <u>8,000円</u>) とする。
建築物に関する完了検査申請	次に掲げる当該申請又は通知 (以下この項において「申請等」という。) に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、当該建築物の計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては当該昇降機1基について建築設備に関する完了検査申請の項に掲げる金額を加算した金額とする。 1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> (当該申請等に係る建築物が建築基準法	建築物に関する完了検査申請	<u>建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは13,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは16,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは20,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは26,000円、500平方メートルを超えるときは41,000円とする。</u>

改正案		現 行	
	<p><u>施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「検査の特例の場合」という。）にあつては、15,000円）</u></p> <p>2 <u>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u> 24,000円（<u>検査の特例の場合にあつては、18,000円）</u></p> <p>3 <u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u> 32,000円（<u>検査の特例の場合にあつては、22,000円）</u></p> <p>4 <u>床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u> 42,000円</p> <p>5 <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> 68,000円</p>		
(摘要)		(摘要)	

改正案		現 行	
床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を <u>移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合</u> にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。		床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を <u>移転した場合</u> にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
<u>建築設備に関する完了検査申請</u>	1件につき <u>18,000円</u>	(新設)	
工作物に関する完了検査申請	1件につき <u>14,000円</u>	工作物に関する完了検査申請	1件につき <u>12,000円</u>
<u>仮使用認定申請</u>	1件につき <u>130,000円</u>	(新設)	
<u>既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請</u>	1件につき <u>70,000円</u>	(新設)	
<u>既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請</u>	1件につき <u>70,000円</u>	(新設)	
<u>道路位置指定申請</u>	—略—	<u>道路位置指定申請手数料</u>	—略—
<u>長期優良住宅建築等計画認定申請</u>	—略—	<u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>	—略—
<u>長期優良住宅維持保全計画認定申請</u>	—略—	<u>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</u>	—略—
(摘要) —略—		(摘要) —略—	
<u>長期優良住宅建築等計画</u>	—略—	<u>長期優良住宅建築等計画変</u>	—略—

改正案		現 行	
<u>変更認定申請</u>		<u>更認定申請手数料</u>	
<u>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請</u>	—略—	<u>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</u>	—略—
(摘要) —略—		(摘要) —略—	
<u>譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請</u>	—略—	<u>譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	—略—
<u>長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請</u>	—略—	<u>長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料</u>	—略—
<u>低炭素建築物新築等計画認定申請</u>	1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（ <u>以下この項以降において「評価機関審査」という。</u> ）を受けた場合 <u>あっては、9,100円</u> ）	<u>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</u>	1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（ <u>以下「評価機関審査」という。</u> ）を受けた場合 <u>にあっては、9,100円</u> ）

改正案		現 行	
	<p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。<u>以下この項以降において「基準省令」という。</u>）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 25,200円</p> <p>2 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2及び3において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さな</p>		<p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。<u>以下「基準省令」という。</u>）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 25,200円</p> <p>2 共同住宅等（<u>共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。</u>）の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2及び3において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に</p>

改正案		現 行	
	<p>い建築物にあつては、(1)に定める金額) (1)と(2) ー略ー</p> <p>3 ー略ー</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 <u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 288,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項以降において「判定機関審査」という。)を</u></p>		<p>定める金額に(2)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額) (1)と(2) ー略ー</p> <p>3 ー略ー</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>受けた場合にあつては、 14,700円)</u></p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の</p>		<p><u>号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下「判定機関審査」という。）を受けた場合にあつては、 14,700円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、 23,000円)</u></p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の</p>

改正案		現 行	
	<p>効率性その他の性能を計算する方法をいう。<u>次項</u>徴収金額の欄5(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 <u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき118,000円(判定機関審査を受けた場合</u> <u>あつては、14,700円)</u></p>		<p>効率性その他の性能を計算する方法をいう。<u>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項</u>徴収金額の欄5(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 118,000円(判定機関審査を受けた場合あつては、14,700円)</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 147,000円(判定機関審査を受けた場合あつては、23,000円)</u></p>
(摘要) ー略ー		(摘要) ー略ー	
<u>低炭素建築物新築等計画変更認定申請</u>	<p>1～4 ー略ー 5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非</p>	<u>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</u>	<p>1～4 ー略ー 5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非</p>

改正案		現 行	
	<p>住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 <u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 152,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</u></p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認</p>		<p>住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 152,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 190,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)</u></p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 <u>次に</u></p>

改正案		現 行	
	<p>定を申請する場合 <u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき66,900円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</u></p>		<p><u>掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 66,900円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 85,600円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）</u></p>
(摘要) 一略一		(摘要) 一略一	
建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>1 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改正案		現 行	
	<p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請の項において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるも</p>		

改正案		現 行	
	<p>の 43,600円</p> <p>(2) <u>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>ア <u>床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> 29,300円</p> <p>イ <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> の 32,400円</p> <p>2 <u>共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及</u></p>		

改正案		現 行	
	<p><u>びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合</u> 78,300円</p> <p>(2) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びびロ(2)又は同号イ(2)及びびロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合</u> 58,100円</p> <p>3 <u>住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合</u> 257,000円</p>		<p>(1) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分(増築又は改</u></p>

改正案		現 行	
	<p>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 <u>98,800円</u></p>		<p><u>築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。)</u> <u>(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。(2)並びに2(1)及び(2)において同じ。)</u> <u>の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 322,000円</u> (2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 <u>次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ</u></p>

改正案		現 行	
	<p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 <u>11,000円</u></p>		<p><u>れ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,800円</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 125,000円</u> (3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 <u>次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 18,900円</u> 2 <u>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (1) <u>当該計画に係る建築</u></p>

改正案		現 行	
			<p>物について<u>基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合</u> 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 134,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 170,000円</p> <p>(2) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合</u> 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300</p>

改正案		現 行	
			<p><u>平方メートル以内のもの 54,900円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 72,200円</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 18,900円</u></p>
<p>(摘要)</p> <p><u>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に</u></p>			

改正案

現 行

供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。

建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請

変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(新設)

改正案		現 行	
	<p><u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> 22,500円</p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> 24,800円</p> <p><u>(2) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> 17,700円</p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> 19,200円</p> <p><u>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場</u></p>		

改正案

現 行

合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 該当計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合
44,900円

(2) 該当計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合
34,800円

3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合

改正案		現 行	
	<p>している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 134,000円</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 54,900円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 11,000円</p>		
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p>			
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当	軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件に	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明	軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件に

改正案		現 行	
<u>証明書交付申請</u>	<p>つき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を公布する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項の1(1)ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合してい</p>	<u>書交付手数料</u>	<p>つき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改正案

現 行

る旨の判定を受けていた
場合 次に掲げる当該計
画に係る1棟の建築物の
住宅部分の床面積の合計
について、前項の1(2)
ア及びイに掲げる区分に
応じ、それぞれ当該手数
料の金額

2 共同住宅の用途に供する
一の建築物を単位として書
面を交付する場合 次に掲
げる場合の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める金額

(1) 該当計画に係る建築
物について基準省令第1
条第1項第2号イ(1)及
びロ(1)に適合している
旨の判定を受けていた場
合 前項の2(1)に掲げ
る当該手数料の金額

(2) 該当計画に係る建築
物について基準省令第1
条第1項第2号イ(1)及
びロ(2)又は同号イ(2)
及びロ(1)に適合してい
る旨の判定を受けていた

改正案

現 行

場合 前項の2(2)に掲げる当該手数料の金額
3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 前項の3(1)に掲げる当該手数料の金額
(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条

1 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イにおいて同じ。）の床面積の合計について、前項の2(1)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額
 2 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1

改正案		現 行	
	<p>第1項第1号口に適合している旨の判定を受けていた場合 <u>前項の3(2)に掲げる当該手数料の金額</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 前項の3(3)に掲げる当該手数料の金額</u></p>		<p>項第1号口に適合している旨の判定を受けていた場合 <u>当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項の2(2)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</u></p> <p><u>3 1及び2に掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項の2(3)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</u></p>
<p><u>(摘要)</u></p> <p><u>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収</u></p>			

改正案

現 行

金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

- 1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。(1)、(2)及び(3)において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）
- (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
アとイ ー略ー
- (2) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

- 1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。(1)及び(2)において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）
- (1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
アとイ ー略ー

改正案		現 行	
	<p><u>宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> <u>30,600円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> <u>33,700円</u></p> <p><u>(3)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア及びイ ー略ー</p> <p>2 共同住宅等の用途に供す</p>		<p><u>(2)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア及びイ ー略ー</p> <p>2 共同住宅等の用途に供す</p>

改正案	現 行
<p>る建築物又は複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2、<u>3及び4</u>において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 (<u>3及び4に掲げる場合を除く。</u>) 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の<u>戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、79,700円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)を加えた金額</u> (住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、<u>それぞれ次に定める金額</u>) (1)と(2) -略-</p> <p><u>3 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請す</u></p>	<p>る建築物又は複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2<u>及び3</u>において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 (<u>3に掲げる場合を除く。</u>) 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、<u>(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額</u> (住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、(1)に定める金額) (1)と(2) -略-</p>

改正案		現 行	
	<p><u>る場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、59,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</u></p> <p><u>(1) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u> <u>59,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</u></p> <p><u>(2) 住宅の戸数が5戸以上のもの 98,800円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</u></p> <p>4 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係</p>		<p>3 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係</p>

改正案		現 行	
	<p>る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、<u>39,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額</u>（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、<u>それぞれ次に定める金額</u>） （1）と（2）－略－</p> <p>5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき <u>259,000円（判定機</u></p>		<p>る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、<u>（1）に定める金額に（2）に定める金額を加えた金額</u>（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、<u>（1）に定める金額</u>） （1）と（2）－略－</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 <u>次に掲げる</u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床</p>

改正案		現 行	
	<p><u>関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</u></p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき <u>100,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</u></p>		<p><u>面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 259,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 324,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</u></p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 <u>次に掲げる</u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の<u>非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300</u></p>

改正案		現 行	
			<p>平方メートル以内のもの 100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 126,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、この項の<u>徴収金額の欄の1及び5</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の認定を申請する場合は、この項の<u>徴収金額の欄の2及び5、3及び5又は4及び5</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項</u>の規定による申出をする場合にあつて</p>		<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、この項の1及び<u>4</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の認定を申請する場合は、この項の2及び<u>4又は3及び4</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ <u>当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、同項に規定する申請建築物 (以下この項及び次項において「申請建築物」という。)及び同条第3項に規定する他の建築物 (次項において「他の建築物」という。)のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</u></p> <p>エ <u>法第35条第2項</u>の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申</p>	

改正案		現 行	
<p>は、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>		<p>請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請</p>	<p>1 ー略ー</p> <p>2 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。<u>(1)</u>、<u>(2)</u>及び<u>(3)</u>において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）</p> <p>(1) <u>(2)</u>及び<u>(3)</u>に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>アとイ ー略ー</p> <p><u>(2) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>1 ー略ー</p> <p>2 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。<u>(1)</u>及び<u>(2)</u>において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）</p> <p>(1) <u>(2)</u>に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>アとイ ー略ー</p>

改正案		現 行	
	<p><u>適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> 19,000円</p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> 20,600円</p> <p><u>(3)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>		<p><u>(2)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改正案		現 行	
	<p>アとイ ー略ー</p> <p>3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3、<u>4及び5</u>において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（<u>4及び5に掲げる場合</u>を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、<u>それぞれ次に定める金額に、46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額</u>（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、<u>それぞれ次に定める金額</u>）</p> <p>(1)と(2) ー略ー</p> <p>4 <u>基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する</u></p>		<p>アとイ ー略ー</p> <p>3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3<u>及び4</u>において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（<u>4に掲げる場合</u>を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、<u>(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額</u>（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、<u>(1)に定める金額</u>）</p> <p>(1)と(2) ー略ー</p>

改正案		現 行	
	<p><u>建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、36,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</u></p> <p><u>(1) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u> <u>36,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</u></p> <p><u>(2) 住宅の戸数が5戸以上のもの 62,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</u></p> <p><u>5</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物</p>		<p><u>4</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物</p>

改正案		現 行	
	<p>の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、25,400円（評価機関審査を受けた場合）<u>あつては、12,200円）を加えた金額</u>（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、<u>それぞれ次に定める金額</u>） (1)と(2) 一略一</p> <p>6 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1</p>		<p>の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、<u>(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額</u>（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、<u>(1)に定める金額</u>） (1)と(2) 一略一</p> <p>5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 <u>次に掲げる</u>当該申</p>

改正案		現 行	
	<p>棟の建築物又は複合建築物につき <u>135,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</u></p>		<p>請に係る1棟の建築物又は複合建築物の<u>非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 135,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 172,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円）</u></p>
	<p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき <u>56,200円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</u></p>		<p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 <u>次に掲げる</u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の<u>非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定</u></p>

改正案		現 行	
			<p><u>める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 73,600円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</u></p> <p><u>6</u> 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項（摘要欄ウ及びエを除く。）の規定の例により算定した金額</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の<u>徴収金額の欄の2及び6</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の<u>徴収金額の欄の3及び6、4及び6又は5及び6</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p>		<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の2及び<u>5</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の3及び<u>5</u>又は<u>4及び5</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p>	

改正案

現 行

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

ウ 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。
 エ 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 ア 床面積の合計が200

改正案		現 行	
			<p><u>平方メートル以内のもの 39,000円（評価機 関審査を受けた場合に あつては、5,600円）</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200 平方メートルを超える もの 43,600円（評価 機関審査を受けた場合 にあつては、5,600円）</u></p> <p><u>(2) 当該申請に係る建築 物について基準省令第1 条第1項第2号イ(2)及 びロ(2)に適合している 旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係 る1棟の建築物の床面積 の合計の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が200 平方メートル以内のも の 20,300円（評価機 関審査を受けた場合に あつては、5,600円）</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200 平方メートルを超える もの 21,800円（評価</u></p>

改正案

現 行

			<p> <u>機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)</u> <u>(3) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 20,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)</u> <u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 21,600円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)</u> <u>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> </p>

改正案

現 行

			<p>(1) 当該申請に係る建築物について<u>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積(基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。)</u>の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 78,300円(評価機関審査を受けた場合にあつては、10,900円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 130,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,900円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及</u></p>
--	--	--	---

改正案

現 行

改正案		現 行	
			<p><u>びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積(基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。)</u>の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,800円(評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 65,200円(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円)</u></p> <p><u>(3) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びびロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係</u></p>

改正案

現 行

			<p>る1棟の建築物の床面積 <u>(当該建築物の共用部分 の床面積を除く。)</u>の合 <u>計の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300</u> <u>平方メートル以内のも の 37,500円(評価機 関審査を受けた場合に あっては、10,900円)</u> <u>イ 床面積の合計が300</u> <u>平方メートルを超える もの 64,600円(評価 機関審査を受けた場合 にあっては、22,900円)</u> <u>3 住宅以外の用途に供する</u> <u>一の建築物を単位として認 定を申請する場合 次に掲 げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</u> <u>(1) 当該申請に係る建築 物について基準省令第1 条第1項第1号イに適合 している旨の認定を申請 する場合 次に掲げる当 該申請に係る1棟の建築</u></p>
--	--	--	--

改正案

現 行

			<p><u>物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、10,900円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 322,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、18,700円)</u></p> <p><u>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号口に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,800円 (判定機関審査を受けた場合に</u></p>
--	--	--	---

改正案		現 行	
			<u>あつては、10,900円)</u> <u>イ 床面積の合計が300</u> <u>平方メートルを超える</u> <u>もの 125,000円 (判</u> <u>定機関審査を受けた場</u> <u>合にあつては、18,700円)</u>
		(摘要)	
		<u>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び</u> <u>共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物</u> <u>を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分</u> <u>につきこの項の1及び3に規定する金額を合計した金</u> <u>額とする。</u>	
		<u>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に</u> <u>供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申</u> <u>請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び</u> <u>3に規定する金額を合計した金額とする。</u>	
—略—		—略—	
附 則			
この条例は、令和7年4月1日から施行する。			

建築物省エネ法及び建築基準法改正に伴う手数料の改定(案)について

1 手数料改定の理由

芽室町は、平成7年4月1日より建築基準法第97条の2の規定による建築主事を置き、限定特定行政庁として一定規模の建築物について建築基準法及びその他関係法令に基づく審査業務等を行っています。

今回の手数料改定は、令和7年4月1日から『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)』及び『建築基準法』が改正施行されることにより、限定特定行政庁として行う業務範囲(審査対象となる建築物の規模・審査内容)が変更になることから、対応する事務の手数料を改定しようとするものです。

2 審査区分の改正内容 ※芽室町審査分のみ

法改正により、現行の4号建築物(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建物)については、特例として一部審査を省略することが可能でしたが、法改正により4号建築物が廃止され、特例が適用される建築物の範囲が縮小となりました。

これにより、4号建築物では審査対象外となっていた項目についても、建築物の規模によっては審査等が必要となります。

また、令和7年4月1日以降に新築・増改築に着手する建築物は、原則、省エネ基準への適合が義務付けられるため、省エネに関する審査業務が新たに追加されます。
※省エネ基準に適合しない場合は、着工や使用開始が出来ない場合があります。

	現 行	改正後 令和7年4月1日～	
	旧4号建築物	新2号建築物	新3号建築物
対象となる建築物	(木造) ・階数が2階以下 ・延べ面積が500㎡以下 ・高さ13m以下/軒の高さ9m以下 (木造以外) ・平屋 ・延べ面積200㎡以下	(木造) ・階数が2階以下 ・延べ面積 200㎡超300㎡以下 ・高さ16m以下	・平屋 ・延べ面積200㎡以下
敷地関係規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
構造関係規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
防火避難規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
設備その他 単体規定	△ 一部審査する	○ 審査する	△ 一部審査する
集団規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
省エネ基準	—	○ 審査する	○ 審査する
審査対象地域	都市計画区域内	すべての区域	都市計画区域内
審査期間	7日以内	35日以内	7日以内

3 手数料の改定内容

手数料の金額については、国土交通省試算による認定審査に係る想定所要時間に、審査に関する人件費及び維持費等を勘案しており、北海道や近隣市町村と近似の金額になるよう設定しています。

①【建築物の確認申請・完了検査等に係る手数料について】

建築確認申請と完了検査において、現行法では木造建築物500㎡までの審査や検査を行っていましたが、法改正により300㎡に規模が縮小されたことにより、手数料区分を変更しております。

なお、新たに追加となる項目は、建築設備に関する確認申請手数料、完了検査手数料、仮使用認定申請手数料、既存建築物の大規模修繕又は大規模の模様替えに係る接道制限適用除外範囲認定申請及び道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料が追加されません。

②【省エネ性能の適合判定に係る手数料について】

現行では、住宅以外の建築物を建築物省エネ法に適合させる必要がありましたが、法改正により住宅及び共同住宅も建築物省エネ法に適合させる必要があるため、住宅の審査に関する項目が追加されております。

なお、現行では建築物エネルギー消費性能適合判定申請の項目に変更申請手数料が記載されておりましたが、新たに変更申請の項目を頭出ししております。

また、審査規模が縮小されたことから、住宅以外の300㎡を超える手数料を削除しております。

③【省エネ性能の向上計画に係る手数料について】

住宅と共同住宅において、「仕様・計算併用法」が新たな計算方法として手数料の項目に追加されています。また、審査規模が縮小されたことから、住宅以外の300㎡を超える手数料を削除しております。

4 施行期日

令和7年4月1日

※ 参考 【法改正による項目等の削除をするもの】

手数料を徴収する事務	削除内容
低炭素建築物新築等計画認定申請	限定特定行政庁の審査範囲の見直しにより、 延べ面積300㎡超に係る部分のみ削除
低炭素建築物新築等計画変更認定申請	
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律第41条の廃止に伴い削除